

赤い羽根共同募金配分事業 地域見守り支え合い事業助成金交付要綱

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会

【趣 旨】

第1条 この要綱は、地域の見守りや支え合い、生きがいつくり、介護予防など、地域住民が自ら地域の困りごとや、健康づくりに取り組む活動の振興を図るため、必要とする経費に対し、駒ヶ根市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めるものとする。

【助成対象】

第2条 助成対象は、市内の地区社会福祉協議会、福祉団体、ボランティア団体、個人及びこの要綱の趣旨に沿った活動を行うグループ、個人とする。その他さまざまな地域福祉やまちづくりに関係する団体、個人を対象とする。

【対象事業】

第3条 助成の対象事業については、次のような事業とする。
地域の見守り、支え合いづくり、介護予防活動、地域の居場所づくり、子どもの遊び場づくり、地域の困りごとの解決にむけての活動(買い物支援・外出支援)などとする。

【助成額及び限度額】

第4条 助成金額は事業の内容等を審査のうえ、市社協会長が決定する。

- 1 一個人、一団体の年間限度額は 30,000 円とする。
- 2 上記以外に特別の理由があると認めた事業については、市社協会長が別に定める。

【助成申込書の提出】

第5条 助成の申し込みは、所定の申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、市社協会長に提出する。
市社協会長は申込書を審査し、採否を内示する。

【助成金交付申請(事業報告書)及び決定】

第6条 事業の実施報告は、所定の申請書(事業報告書・様式第2号)により助成事業実施後速やかに市社協会長に提出する。
市社協会長は、申請書の内容を審査し、助成金交付の可否を決定し通知する。

【助成金の交付請求】

第7条 申請者が助成金の交付を請求しようとするときは、「請求書」(様式第3号)を市社協会長に提出する。

【附 則】

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。